

令和6年度「青森市立すみれ寮」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市立すみれ寮については、社会福祉法人敬仁会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年12月13日

施設名	青森市立すみれ寮
設置目的	児童福祉法に基づき18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性の方及びその方の監護すべき児童を入所させて自立に向けた生活を支援する
所在地	青森市大字石江字江渡59番地2
指定管理者	【名 称】社会福祉法人 敬仁会 【代表者】理事長 丹野 智宙 【住 所】青森市大字新城字平岡746番地
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	職員の適正な配置がなされているか。	仕様書どおり適正に行われている。（労働法規を遵守している。また、年度初めに研修計画を立て概ねその計画通りに実施されている。その他にも職員からの希望により可能な限り研修に参加し、内容を職員間で共有している。）	○	
	施設の保守点検が適正に行われているか。	仕様書どおり適正に行われている。（設備等の保守点検や定期的な施設の見回りにより、不具合箇所について速やかに対応している。）	○	
	安全管理及び緊急時の対応が行えるよう備えているか。	仕様書どおり適正に行われている。（危機管理マニュアルを作成し職員へ周知徹底を図るとともに、計画的に避難訓練を実施するなど十分な備えがなされている。また、鍵や現金の管理についても、台帳による管理や、取扱者を限定するなど紛失等に対するリスク管理がなされている。）	○	
	個人情報の保護について適切な対応が行われているか。	仕様書どおり適正に行われている。（業務マニュアルにおいて秘密保持に係る職員の姿勢を明記するとともに、危機管理マニュアルを必要に応じ改善を図り、適切な対応がなされている。また、個人情報に係る書類やデータは、鍵付戸棚への保管やパスワードを設定するなど適正な管理等に努めている。）	○	
	環境保全及び負荷低減に努めているか。	仕様書どおり適正に行われている。（青森市環境方針を施設内に掲示するとともに、裏紙を使用したコピー用紙使用枚数削減、不要照明の消灯による節電、不要な暖房を消す、両面コピーなど省資源に努めている。）	○	
運営について	入所者の自立支援対策として就労支援や日常生活支援が適切に行われているか。	仕様書どおり適正に行われている。（養育上の指導・助言がなされているとともに、母の就労・求職などの事情により子を保育できない場合に補完保育を行うなど、適切な支援がなされている。）	○	
	入所者の自立支援対策として養育、保育支援が適切に行われているか。	仕様書どおり適正に行われている。（養育上の指導・助言がなされているとともに、母の就労・求職などの事情により子を保育できない場合に補完保育を行うなど適切な支援がなされている。）	○	
	入居者等の要望等の把握と反映方法が工夫されているか。	仕様書どおり適正に行われている。（定期的に開催する寮会で入所者からの意見を聴くとともに、意見箱の設置、月1回の個別面談の実施〔子どもに関しては小学生以上／2か月に1回〕など、要望等の把握に努めている。）	○	
	運営改善と施設評価は適正に行われているか。	仕様書どおり適正に行われている。（第三者評価では、自立支援計画が詳細に書かれていることや利用者へのアンケート結果がよかったことに対して高評価を得ている。軽微な指摘に関しては既に改善済みである。）	○	

【総合評価】

施設の管理運営について、協定書及び仕様書等に基づき適正に行われている。
退所者へのアフターケアとして毎月すみれだより（施設の予定や季節の情報を載せているもの）を送付したり退所後も相談に乗ったりと、現入所者のみならず退所者へも継続して支援を行っており、退所者の心の拠り所となっていることがうかがえた。
引き続き適正な管理運営のもと、母親の生活支援や子どもの養育等の支援を通じて、母子の自立の促進等に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市福祉部子育て支援課
【電 話】 017-734-5334(直通)
【メール】 kosodate-shien@city.aomori.aomori.jp